

第8回教育委員会

平成31年4月9日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第12号 大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

報告第12号

大阪市教育局教育長専決規則第2条第1項に基づき、下記のとおり教育長による急決専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育局規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「勤務は」を「勤務（以下「時間外勤務」という。）は」に改め、同条に次の4項を加える。

3 職員に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1箇月において45時間（当該1箇月において職員に特定勤務時間（前条第4項の規定により、あらかじめ第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間（当該1週間の所定の勤務時間が40時間未満である場合にあっては、1週間につき40時間）を超えて勤務することを命ぜられて勤務した時間をいう。以下この項において同じ。）がある場合にあっては、45時間から当該1箇月における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が45時間を超える場合にあっては、45時間）を減じた時間）

(2) 1年において360時間（当該1年において職員に特定勤務時間がある場合にあっては、360時間から当該1年における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が360時間を超える場合にあっては、360時間）を減じた時間）

4 職員に特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして別に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る

時間外勤務を命ずる場合であって、当該時間外勤務を命ずることにより、前項各号に掲げる時間を超えて時間外勤務を命ずることとなるとき又は当該時間を超えて時間外勤務を命ずることが必要となることが見込まれるときは、当該特例業務に係る時間外勤務を命ずる時間を同項の時間外勤務を命ずる時間に含めないことができる。

5 前2項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間の上限に関し必要な事項は、教育長が定める。

6 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定が締結されている事業場に勤務する職員に時間外勤務を命ずる場合においては、第3項から前項までの規定は適用しない。

第10条第1項第2号中「(昭和22年法律第49号)」を削る。

第11条に次の1項を加える。

3 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると教育長が認めるときは、1時間を単位とすることができる。

第12条第1項第8号中「場合」を「場合又は職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係を有することとなる場合」に改め、同項第10号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者）」に、「含む。」を「含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。」に改め、同項第11号の2中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第11号の3中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「中学校就学の始期に達するまでの」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第11号の4中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の大阪市立学校職員就業規則第12条第1項第8号から第10号まで又は第11号の2から第11号の4までの規定による特別休暇は、この規則による改正後の大阪市立学校職員就業規則第12条第1項第8号から第10号まで又は第11号の2から第11号の4までの特別休暇として使用されたものとみなす。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校職員就業規則（抄）

(時間外勤務)

第7条 省略

- 2 前項の規定による勤務（以下「時間外勤務」という。）は、超過勤務命令簿により命ずる。
- 3 職員に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
 - (1) 1箇月において45時間（当該1箇月において職員に特定勤務時間（前条第4項の規定により、あらかじめ第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間（当該1週間の所定の勤務時間が40時間未満である場合にあっては、1週間につき40時間）を超えて勤務することを命ぜられて勤務した時間をいう。以下この項において同じ。）がある場合にあっては、45時間から当該1箇月における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が45時間を超える場合にあっては、45時間）を減じた時間）
 - (2) 1年において360時間（当該1年において職員に特定勤務時間がある場合にあっては、360時間から当該1年における特定勤務時間を合計した時間（当該時間が360時間を超える場合にあっては、360時間）を減じた時間）
- 4 職員に特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして別に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に係る時間外勤務を命ずる場合であって、当該時間外勤務を命ずることにより、前項各号に掲げる時間を超えて時間外勤務を命ずることとなるとき又は当該時間を超えて時間外勤務を命ずることが必要となることが見込まれるときは、当該特例業務に係る時間外勤務を命ずる時間を同項の時間外勤務を命ずる時間に含めないことができる。

5 前2項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間の上限に関し必要な事項は、教育長が定める。

6 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定が締結されている事業場に勤務する職員に時間外勤務を命ずる場合においては、第3項から前項までの規定は適用しない。

（年次休暇）

第10条 職員には、1年につき20日の年次休暇を与える。ただし、次の各号に掲げる職員のその年における年次休暇の日数は、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 省 略

(2) 育児短時間勤務職員等 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数（その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回るときは、当該日数）

アーイ 省 略

(3) 省 略

2ー12 省 略

（病気休暇）

第11条 省 略

2 省 略

3 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると教育長が認めるときは、1時間を単位とすることができる。

（特別休暇）

第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

(1)ー(7) 省 略

(8) 職員が結婚する場合又は職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係を有することとなる場合 省 略

(9) 省 略

(10) 職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として教育長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 省 略

(11) 省 略

(11の2) 職員の配偶者 が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小
配偶者等

学校就学の始期に達するまでの子（配偶者 の子を含む。）を養育する職員がこ
配偶者等

れらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当
であると認められるとき 省 略

(11の3) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者 の子を
中学校就学の始期に達するまでの 配偶者等

含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合

中学校就学の始期に達するまでの

合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

(11の4) 要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに

配偶者等

配偶者等

掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護その他の教育長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 省 略

ア 省 略

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる

配偶者等

者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長が、それぞれ別に定めるもの

(12)－(13) 省 略

2 省 略

別表第3（第12条関係）

死亡した者	期間
<u>配偶者</u>	省 略
配偶者等	
省 略	省 略

大阪市立学校職員就業規則の一部改正について

1 改正の理由

職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点から休暇制度の改正を行うとともに時間外勤務命令の上限規制を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

＜対象職員＞

管理作業員、給食調理員、事業担当主事補

(1) 休暇関係について

① 病気休暇の取得単位の拡大

改正前：1日単位

改正後：1日単位又は1時間単位

※ただし、1時間単位の取得は定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であるときに限る。

② 配偶者を要件とする休暇について、パートナーのいる LGBT 等の職員も休暇取得が可能となるよう配偶者の定義を変更

(対象となる休暇)

結婚休暇、忌引休暇、配偶者分べん休暇、男性の育児参加休暇、子の看護休暇
短期介護休暇、介護休暇、介護時間

③ 子の看護休暇における対象となる子の年齢要件の緩和

改正前：小学校3年生まで

改正後：中学校就学の始期に達するまで

(2) 時間外勤務命令の上限規制について

時間外勤務に関する上限規制を設ける。

※ただし労働基準法第36条による協定を締結している管理作業員、給食調理員及び事業担当主事補は当該協定の内容による。

3 施行期日

平成31年4月1日

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則

(緊急時における専決)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。